

ヤマザキ動物看護大学との協定締結について ～ 災害時における動物支援活動～

令和7年（2025年）1月23日
健康医療部（保健所）生活衛生課



最近の主な災害

能登半島地震に関する報道等において、災害時における動物への支援や飼い主への支援の必要性が、改めてクローズアップされている。
(東日本大震災、熊本地震においても課題であった。)

<最近の主な災害>

- ・能登半島地震(令和6年1月1日)
- ・宮崎県日南市 震度6弱(令和6年8月8日)
- ・南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)(令和6年8月8日)
- ・神奈川県西部 震度5弱(令和6年8月9日)
- ・台風7号の影響(避難所設置)(令和6年8月16日)
- ・茨城県日立市で震度5弱(令和6年8月19日)
- ・奥能登豪雨による災害(令和6年10月21日)

国の対応事例（能登半島地震）



令和6年能登半島地震におけるペットに関する対応

基本方針：被災地の状況を踏まえて、被災者の救護・支援の観点から、ペットに関する対応を実施

1. 避難所等での対策

- ▶ 職員等派遣、現地状況把握
- ▶ 避難所等でのペット飼育のための飼育用ケージ、フード等の資材供給
- ▶ 飼育スペースの確保

2. 被災者のペットの一時預かり等

- ▶ 健康上、災害復旧作業の理由等で飼育困難となる飼い主からの依頼対応
- ▶ 県内・県外における一時預かり先の確保
- ▶ 預かり先の動物病院等への移送
- ▶ 迷い犬猫等の保護と情報発信

3. 仮設住宅での対策

- ▶ ペットとともに住める仮設住宅の確保とそのために必要なケージ等の資材供給
- ▶ 仮設住宅における適切な飼養管理の促進

ペットに関する対応の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

体制整備：

- ▶ 職員等の現地派遣（1/6～）、石川県（金沢市、能登半島に各2名程度）に恒常的に職員等を派遣（1/22～）、石川県庁（1/23～）と能登中部保健福祉センター（2/4～）に自治体職員を派遣
- ▶ 石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携した支援体制の確保（1/5）。被災地保健所も参加するウェブ会議を開催（1/8～）
- ▶ 石川県獣医師会、石川県が能登半島地震 動物対策本部を設置（1/8）

1. 避難所等での対策

- 環境省職員等を被災地に派遣し、現場確認、助言等を実施（1/6～9：輪島市、志賀町、穴水町、七尾市、10～11：富山県、新潟県、12～14：珠洲市、能登町、18～20：珠洲市、輪島市、志賀町、七尾市、22～：金沢市、能登半島に各2名程度常駐）
- 石川県による被災者からのペットに関する相談窓口の設置（1/7）
- 動物対策本部が被災動物、被災飼い主様への支援のための募金口座開設（1/11）、環境省SNS・HPで広報（1/12）
- ケージ、フード等の支援について、石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携し、市町の物流拠点・避難所にプッシュ型・プル型で石川県や環境省が運搬して支援（1/18～）
- 関係団体と連携し、トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保
石川県：1.5次避難所（1/21）
環境省：志賀町避難所（1/29）、珠洲市避難所（2/12）
- 石川県獣医師会が巡回診療（1/28～）

2. 被災ペットの一時預かり等

- 石川県獣医師会において所有者の依頼に応じた一時預かりを開始（1/15）
- 石川県実施の所有者とはぐれた犬猫等の保護収容の支援として、県保健所の収容力確保のための広域譲渡を開始（2/6）
- 環境省が民間企業に依頼し、犬猫保護情報サイトを開設（2/9）

3. 仮設住宅での対策

- 「仮設住宅等へのペット同居」について石川県に依頼（1/11）石川県から各市町に依頼（1/17）
- 被災各市町がペット受入の方針であることを確認済（2/9）
- 各市町による住民説明会で石川県がペットの取扱いについて説明（2/24～）



東日本大震災におけるペットのトラブル

避難所におけるペットのトラブル(東日本大震災の自治体アンケート調査結果)

- 東日本大震災では、犬の鳴き声や臭いなどの苦情が最も多かった。
- その他、「犬が放し飼いにされ、寝ている避難者の周りを動き回っていた」、「子供への危害が心配」、「ノミが発生した」などのトラブルも多く見られた。
- また、「アレルギー体質の方がいることから、避難所内で飼育することが難しい状況があった」など健康への影響についての報告があるほか、「自分のペットへの過度の要望を通そうとする避難者がいた」など、飼育マナーに関する意見も報告されている。
- 飼い主に「ペットとの同行避難」の意識が十分に浸透せず、多くの飼い主がペットを置いて避難したため、発災後の対応に苦慮した自治体がみられた。体制の整備だけではなく、飼い主への普及・啓発も重要である。

本市におけるペット防災の課題

- ① **【場所】** 被災動物の保護場所の確保
- ② **【人材】** 飼い主・ペットを支援する人材
- ③ **【理解】** 同行避難に関する理解促進



平成23年 東日本大震災

協定締結

■ 令和6年6月

ヤマザキ動物看護大学 と 協定締結

■ 主な支援活動

① 被災動物の保護、健康管理

② 避難所での動物相談

③ 支援物資の受付、保管



連携支援イメージ



平成30年 倉敷市避難所



令和5年 八王子市防災訓練

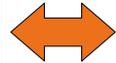


被災動物の保護、治療、相談等

獣医師会八王子支部

・被災動物への獣医療

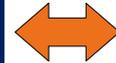
協定



八王子市保健所

・動物救護の拠点

協定



ヤマザキ動物看護大学

・保護動物の管理施設

連絡・調整



東京都動物愛護相談
センター多摩支所



新

協定内容

協定内容比較

		獣医師会 八王子支部	ヤマザキ 動物看護大学
1	負傷動物に対する獣医療行為	○	△
2	負傷動物の一時保護	○	○
3	動物の死亡確認	○	—
4	市への救護活動の助言	○	△
5	避難所での相談(助言・指導含む)	○	○
6	一時保護された動物の健康管理	○	○
7	動物に関する情報提供	○	○
8	支援物資等の保管、配給支援	—	○

国の防災基本計画修正①(令和6年8月通知発出)

事 務 連 絡

令和6年8月14日

各都道府県
各指定都市
各中核市

動物愛護管理主管課(室) 御中

環境省自然環境局総務課

動物愛護管理室

「防災基本計画」の修正について

動物愛護管理行政の推進につきましては、平素からご尽力をいただき感謝申し上げます。
令和6年能登半島地震の震災対応における教訓を踏まえて、令和6年6月28日に「防災基本計画」が修正されました。今回の修正において、動物愛護管理の観点からは、特に市町村が行う努力義務として、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握を行うこと等が追加されました。また平常時からの指定避難所における家庭動物の受入方法等の周知徹底なども追加されております。

地震をはじめ、豪雨や台風による災害は今後も発生するものであり、自治体の動物愛護管理部局においては、家庭動物の同行避難について適切な対応が求められます。都道府県、及び市町村等の関係者におかれましては、災害対策基本法第40条において、「都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」、また、第42条において、「市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」とされていることから、今回の防災基本計画修正を踏まえて適切に対応願います。

国の防災基本計画修正②(令和6年8月通知発出)

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(3) 指定避難所等

○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

太字下線部分
が修正箇所

第7節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○市町村(都道府県)は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。